

月報 令和元年10月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 8月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は125人となり、前年同月で12.0%減少した。
- ・月間有効求職者数は593人となり、前年同月比で1.3%減少した。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は228人となり、前年同月比では、一般求人が29.0%減少、パート求人は27.4%増加した。  
産業別でみると、建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉分野は減少したが、飲食店・宿泊業が増加し、全体として16.2%の減少となった。
- ・月間有効求人数は693人となり、前年同月比で8.0%減少した。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.08ポイント下回る1.17倍であった。  
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.20倍、パートの有効求人倍率が1.10倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



一般職業紹介状況 令和1年8月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	125	▲ 17.8	▲ 12.0	
	うち男	61	▲ 17.6	▲ 9.0	
	うち女	64	▲ 17.9	▲ 14.7	
	年齢別	～44歳	69	▲ 5.5	▲ 6.8
		45～54歳	20	▲ 20.0	▲ 23.1
		55歳～	36	▲ 33.3	▲ 14.3
	月間有効求職者数	593	▲ 1.0	▲ 1.3	
	うち男	283	▲ 2.7	▲ 10.2	
	うち女	310	0.6	8.8	
	年齢別	～44歳	276	3.4	1.1
45～54歳		114	▲ 3.4	▲ 12.3	
55歳～		203	▲ 5.1	2.5	
求 人 関 係	新規求人数	228	2.2	▲ 16.2	
	主要産業別	建設業	36	38.5	▲ 23.4
		製造業	26	▲ 38.1	▲ 42.2
		卸売・小売業	32	60.0	▲ 3.0
		飲食店・宿泊業	28	▲ 6.7	7.7
		医療・福祉	52	6.1	▲ 11.9
月間有効求人数	693	0.9	▲ 8.0		
就 職 関 係	紹介件数	188	▲ 9.6	▲ 14.5	
	うち男	91	▲ 18.0	▲ 18.0	
	うち女	97	0.0	▲ 11.0	
	就職件数	56	▲ 9.7	30.2	
	うち男	24	▲ 4.0	9.1	
	うち女	32	▲ 13.5	52.4	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

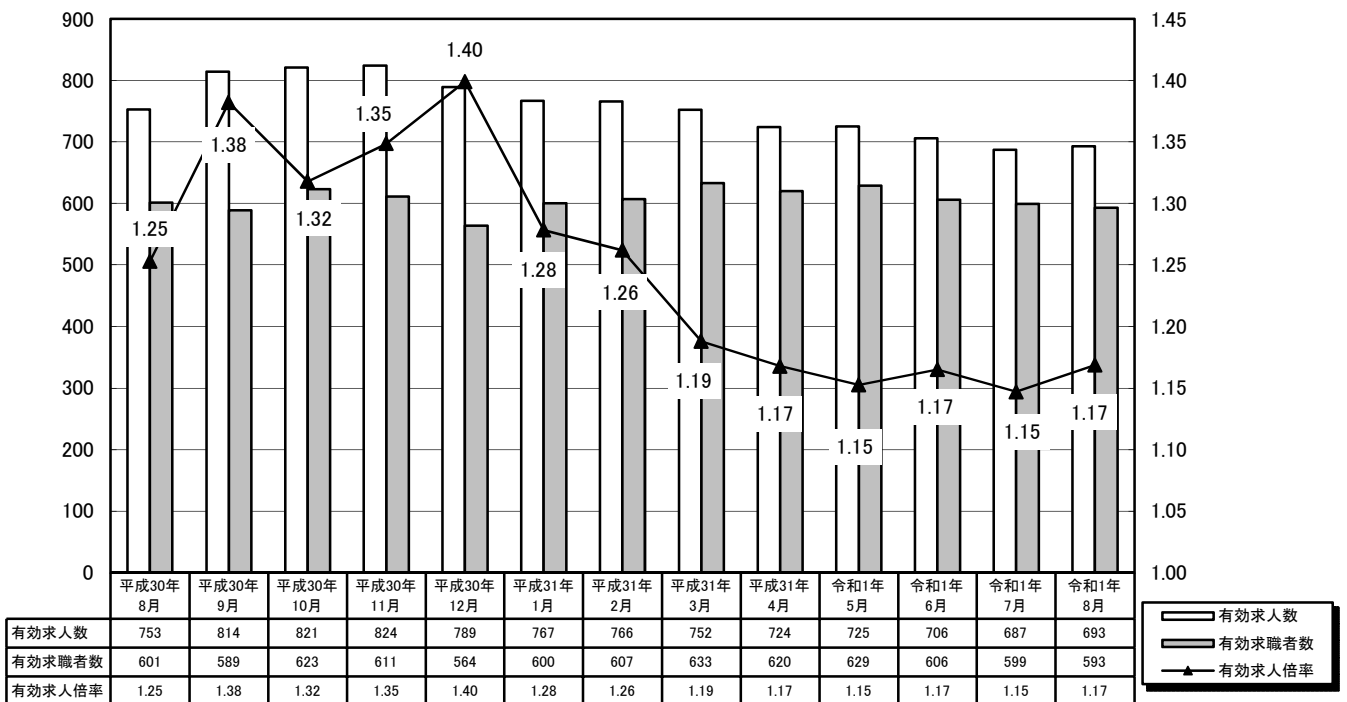
雇用保険取扱状況 令和1年8月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	809	811	824	
	資 格 取 得 者 数	88	130	140	
	資 格 喪 失 者 数	106	122	112	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,341	11,368	11,331	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	31	50	23
		受給者実人員	145	142	120
		支給金額(千円)	15,958	19,167	14,397
	高齢	受給者数	7	9	10
		支給金額(千円)	1,716	1,771	2,306
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	17	18	11
支 給 金 額 ( 千 円 )		6,617	5,979	3,235	

## 労働市場の動き（令和1年8月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

### 有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



## 事業主のみなさま、労働保険の加入手続きはお済みですか？

### ～ 11月は労働保険適用促進強化期間です ～

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

労働保険は、労働者が安心して働ける職場作りと、安定した事業経営に欠かせない国が直接管掌する保険制度です。

労働保険のうち労災保険は、労働者の方が業務上又は通勤途上の災害により被災した場合に、療養等に対する給付や社会復帰のための援助を行う制度です。

雇用保険は、労働者の方が失業した場合に再就職のための給付を行うほか、失業の予防や高齢者や障害を持つ方等、就職が困難な方の雇用の促進を図るための支援を行う制度です。

アルバイトやパートタイム労働者を雇用する場合であっても労働保険に加入していただく必要があります。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL 0224-25-3107）・大河原労働基準監督署（0224-53-2154）又は宮城労働局労働保険徴収課（022-299-8842）へお問い合わせください。

# 宮城県最低賃金

## 《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **824**円

**令和元年10月1日から！**  
（9月30日までは時間額798円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

# 宮城労働局

## 支払われる賃金<sup>\*</sup>と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

### 最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合  
時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合  
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合  
月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合  
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

#### 【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額824円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給143,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給 } 143,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 825 \text{ 円} \geq 824 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。